



Title	北海道大学法学会記事・編集後記
Description	雑報
Citation	北大法学論集, 21(4), 195-197
Issue Date	1971-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/27912
Type	other
File Information	21(4)_P195-197.pdf



○ 昭和四五年一月二七日(金) 午後一時半—五時半
「司法権の独立」

報告者 柏木邦良
能勢弘之

今年一〇月以降、札幌地裁福島判事に対してなされた訴追委員会の訴追猶予決定、札幌高裁および札幌地裁の注意処分など、福島問題をきっかけとして、司法権の独立の問題が各方面でさかんにとりあげられるようになった。地元の大学法学部にある者としても、この問題に特に理解を深めなければいけないとの考えから、今回は、司法権の独立の問題を、裁判官としての経験をもつておられる柏木助教授と、裁判法を研究しておられる能勢助教授のお二人に報告していただいた。柏木助教授は主として実態の面を、能勢助教授は主として制度の面をそれぞれ報告された。

柏木助教授は、この問題を司法権の独立(外部的)と裁判の独立(内部的)とに分けて説明される。司法権の独立において、現在主として問題にされているのは、内閣と裁判所の関係である。

裁判官は、一〇年ごとに内閣によって再任されることになっている。これまで最高裁から提出された再任者の名簿が内閣によって拒否された例はない。しかし、六九年四月に、内閣の再任権発動

のための資料収集を主なねらいとする「裁判制度に関する調査特別委員会」を自民党が設けたことよって、この再任問題に注意を払わなければならない状況にある。この再任の問題は、司法権のウィーク・ポイントともいえるべきものであるにもかかわらず、これまでほとんど関心を寄せられることがなかった。つぎに、裁判の独立においては、裁判官の置かれている状況が問題である。任地や担当職務の異動、件数主義、裁判官会議の形骸化、老人支配の傾向など問題が多い。司法の独立は、外部的にはほぼ確立しているといえるが、内部的にはそういいがたい事情がかなりある。

能勢助教授は、福島問題を理解するうえでも必要な、裁判官の弾劾制度、分限制度について、これまでの事例を豊富に加えて説明される。弾劾制度においては、裁判官の身分の安定と国民主権をどう調和させるかが問題であり、それは、柏木助教授が触れられた、司法権についての大陸法のいきかたとアメリカ法のいきかたをどううけとめるかという問題につながる。また、弾劾裁判所による罷免と、分限処分との間には質的な差がなく、あるのは程度の差であること、司法行政の監督権と裁判権とは、制度のうえでは切り離されていること、などが説明された。

報告後の討論は、まず福島判事問題での札幌高裁、札幌地裁の注意処分の法的な意義や効果からはじめられた。その後、裁判の公正という問題、判決の形成過程と、その過程で裁判官の内外の社会的、心理的状況がどのような影響を判決に与えるかといった

問題などに討論の中心が移っていった。このなかで、裁判所関係の予算が国家予算のわずか〇・八%を占めるにすぎない事実をどう考えるか、裁判の公正が実質的に確保されるためにも、国民が裁判の実態を正しく知る必要があるのではないか、など示唆的な発言も多かった。この報告と討論を通じて、裁判所の外部にある者にはなかなか知りえないことで、裁判に影響を与える重要な問題が多くあることを教えられた。

編集後記

二一巻は本号でおわりです。

今年度は当初から執筆のお申し出が多く、早くから予定頁数を大はばに上回ることが予想されました。執筆予定を繰り延べて頂いたり、会計面でのご配慮を頂いたりして、どうやらこの程度におさまりました。明年度もこの活況が続ぎ、本論集が益々充実したものとなるようねがっています。

総索引は、一号の本欄で予告しながら、結局短時日でまとめることになりました。図書掛作成のカードにより校正刷りをつくり、慌しいことではありましたが、これを各教官にみて頂きました。また法学会の席で検討してもらったら、という助言を得て、その結果一部改めることができました。なお不十分なものが、ご利用下されば幸いです。次の機会には、充分なスタッフをそろえ、相当の期間をかけて、立派な総索引が作られるよう希望します。

おわりにご協力を頂いた皆様に感謝いたします。

(編集委員)

次号(第二巻)予告

論説

独占禁止法上における競争概念の検討

(1)

丹宗 昭 信

階級制の象徴的作用に関する一考察

—省別編成のもとにおける—

—コミニケーションの状態を手掛りとして—

伊 藤 大 一

Die rechtzeitige Beibringung der Aufrechnungseinrede

KUNYO SHI KASHI WAGI